



豊総職第206号
令和5年(2023年)6月21日

豊中市労働組合連合会
執行委員長 石田 信子 様

豊中市長 長内 繁樹

2023夏期総合生活改善要求について(回答)



2023年6月6日付市労連発第847号で申入れのあったことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 賃金等に関する要求

- (1) 賃金制度の改善に向けて、賃金検討委員会で引き続き協議を行うこと。資格・免許取得の支援については、引き続き様々な制度改正を踏まえ公平感と職員が希望持てる持続的な制度構築を図ること。
- (2) この間の特殊勤務手当の見直しに伴う課題として、各種主任者等の職責に応じた賃金制度を確立すること。
- (3) 技能職制度について、当初の目的である市民サービスの向上に資するための持続可能な職場運営と、技能職の可能性が拡がる制度となるよう、労使で継続的な議論を行うこと。
- (4) 人事評価制度の賃金への反映については、制度の趣旨・目的、人材育成の観点で行うものであることを周知徹底し、課題が生じた場合、労使議論で解決を行うこと。
- (5) 賃金・労働条件の見直し・変更については、事前協議体制を確立し、その上で90日以前の申し入れと協議、労使合意の上に行うこと。

[回答]

給与をはじめとする勤務労働条件に関しては、労使協議を基本に真摯に対応したい。
資格・免許取得の支援については、必要に応じた制度改正を行いながら、持続的な制度構築を図っていきたい。

2. 諸手当に関する要求

- (1) 扶養手当の支給額の改善を図ること。また、教育加算額を引き上げること。
- (2) 住宅手当については、職員の市内在住を促進するよう、この間の協議経過を踏まえ、早期に制度の改善を図ること。
- (3) 通勤手当については、その検証を進めるとともに、実費弁償を基本に制度の改善について検討すること。

(4) 時間外勤務手当の支給率の充実・改善を図ること。また、緊急対応時などの支給基準についても改善を図ること。

(5) 退職手当については、現行水準を確保した上でこれ以上の削減をしないこと。

[回答]

諸手当については、労使協議を基本に対応したい。

3. 地方分権及び行財政改革に関わる要求

(1) 国の進める行革推進関連法は、不当な自治体・労使自治への介入であるとともに地方分権逆行するものであることから、反対の姿勢を明確にし、不当な指導を行わないよう働きかけること。

[回答]

行財政運営については、引き続き自律的・創造的に取組みを進めたい。

(2) 地方行政の運営に必要な税財源の確保について、強く国に働きかけること。

[回答]

地方行政の運営に必要な税財源の確保については、国の財政再建に係る地方への負担転嫁に反対するとともに、地方税財源の充実強化を国に働きかけていきたい。

(3) 「地方財政健全化法」を踏まえ、豊中市の財政再生判断比率を算定し、今後も取り扱い方針について労使協議を行うこと。

[回答]

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年度、実質赤字比率等の4つの健全化判断比率を算出し、公表している。財政の健全化や再生が必要な場合には、適切に対応していかたい。

(4) 行財政改革の名の下に安易な人員削減を行わないこと。

(5) 市政運営にかかる各種計画・方針の策定は、従前どおり策定段階からの職場議論を尊重すること。また、その実施に向けては、各項目を所管する部局の責において、充分な労使協議を行うとともに、労使合意のもとに実現を図ること。

[回答]

行財政改革の取組みを進めるにあたっては、情報提供に努めるとともに、労使で議論していくたい。

(6) 南部地域の活性化に向けた取り組みについては、職場議論と労使協議を徹底すること。

[回答]

南部地域の活性化に向けた取り組みについては、職場議論を尊重するとともに、勤務労働条件については労使協議を基本に対応していきたい。

(7) 市政運営の透明性を確保するため、団体や市民等からの要望等について記録及び公開することを基本とした条例化を早期に図ること。

[回答]

公職者等からの要望等の取扱いについては、「市政に対する提言等の報告等に関する要綱」に基づき、運用しているところである。また、不当要求行為についても「不当要求行為等対策要綱」

により組織として対応しているところである。今後も引き続き、公平・公正・透明な市政運営に努めたい。

- (8) 業務の点検と都市格の変更に伴うサービス提供実態を検証する場を設定し、市民の参加と理解の下、市民サービスの向上・特色ある豊中市づくりの実現、併せて、働きがいのある業務執行体制確立などを実現すること。

[回答]

事務事業については、PDCAサイクルの中で点検を行い、限られた資源を有効活用し、効果的・効率的に市民サービスの維持・向上を図ることができる執行体制の確立に努めたい。

4. 労働時間短縮・自由時間拡大に関する要求

- (1) 1,650労働時間の実現に向け、引き続きノー残業デーの徹底を図るとともに、長時間労働に係る是正勧告等を契機に実労働時間の縮減や年次有給休暇を完全取得するため、時短推進プログラムの実効性の確保、進捗状況の点検を行うこと。また、時間外労働に関わって36協定を遵守するとともに時間外労働の全職員実態調査を行い、データ提供と合せて縮減に向けた労使協議を行うこと。

[回答]

時間外労働については、時短推進プログラム等に基づき縮減に努めるとともに、クールビズ期間におけるノー残業デー「プラス1」の実施など、取組みの推進を図りたい。また、「時間外勤務及び休日労働に関する協定書」の遵守により一層努めていきたい。

- (2) 年次有給休暇及び夏季休暇の取得促進に向けて環境整備を図ること。
(3) 更年期障害休暇を新設すること。
(4) ドナー休暇の親族適用を行うこと。
(5) ボランティア休暇の対象拡大を行うこと。
(6) 感染症発生時や災害時等の育児・介護等の家庭的責任に配慮した休暇を新設すること。
(7) その他、休暇制度の改善を図ること。

[回答]

年次有給休暇については、計画的取得の促進に向けた全庁的な取組みを行っているところであり、引き継ぎ制度の円滑な運用を図っていきたい。

更年期障害休暇の新設、ドナー休暇の親族適用に関する要求については、応じることができない。

ボランティア休暇については、現行どおりとしたい。その他の休暇制度の改善等については、引き継ぎ労使協議を基本に対応したい。

5. 福利厚生・安全衛生・労働条件に関する要求

- (1) 賃金、福利厚生、その他の労働条件は、全てについて労使協議・合意によって決定すること。また、様々な行政施策の臨機対応についても充分な情報提供と事前協議を徹底すること。

[回答]

勤務労働条件については、労使協議を基本に真摯に対応したい。

- (2) 大阪府市町村職員共済組合に対し、現状の給付水準を維持・改善するよう働きかけること。
- (3) 地方公務員法42条の主旨に基づき、職員の福利厚生について検証を行い、更なる充実を図ること。
- (4) 福利厚生・健康管理の充実に向け、引き続き労使協議を行うこと。

[回答]

- 大阪府市町村職員共済組合の運営については、適正な運営が図られるよう働きかけたい。福利厚生制度の実施については、今後も地方公務員法第42条の趣旨をふまえ対応したい。
- (5) 労働災害の完全撲滅に向けて安全衛生の取り組み強化について労使協議を行うこと。また、業務委託先など自治体関連事業所についても、労働安全衛生上のチェック・指導を強化して実施すること。
 - (6) 事務所環境の改善（温暖化防止と温暖化（猛暑））対策を講じること。また、節電等に関しては事前に労使協議を行うこと。

[回答]

労働安全衛生の向上については、今後も引き続き安全衛生管理体制等の充実・強化に向けて努めていきたい。業務委託先の事業所に対しては、「外部活力導入業務等における安全管理指針」に基づき、安全管理に関する指導に努めたい。

- (7) メンタルヘルスについて、「心の健康づくり基本計画」及び「心の健康づくり実施計画」を踏まえて、予防、相談体制の更なる充実を図り、きめ細やかな対策を講じること。

[回答]

メンタルヘルス対策については、「心の健康づくり基本計画」、「心の健康づくり実施計画」に基づき、今後も引き続き実施項目の実現に努めていきたい。また、ストレスチェックの実施及びその結果に基づく取組みを進め、メンタルヘルス不調の未然防止に努めたい。

- (8) 直営による公共サービスの質の確保のための業務改善、人員確保及び今後の市民ニーズに応える要員確保を行うこと。

[回答]

人員確保の問題については、業務に支障がないよう措置していきたい。

- (9) 短時間勤務職員制度等の運用については、これまでの協議経過を踏まえて、労使合意のないものは行わないこと。

[回答]

短時間勤務職員制度等の運用については、労使協議を基本として適正に運用していきたい。

- (10) 災害、緊急時におけるライフライン確保を基本に危機管理体制の充実に努めること。また、災害時等での職員の勤務・労働条件や非常参集ならびに情報収集体制確立と指示・命令系統の統一について、現状を検証し、労使協議を行い、早期改善を図ること。

[回答]

災害時における危機管理体制等については、今後とも情報提供に努めるとともに、勤務労働条件については労使協議を行っていきたい。

- (11) 通常の業務執行において、職員が個人賠償等の責任を問われた場合については、当局が責任を持って対応を図ること。

[回答]

業務に起因する職員の賠償責任については、従前から国家賠償法に基づき市が責任をもって対応しているところである。

(12) 豊中市地球温暖化防止地域計画を踏まえ、省エネワークスタイルの推進にあたっては、作業・職場環境などの改善を行うとともに、職場実態に即した取り組みを進めること。

[回答]

本市では「第4次豊中市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務事業全体から排出される温室効果ガスの42%削減を目標に、地球温暖化対策を推進しており、クールビズや冷房時の室温を原則28°Cとして取り組んでいるところであるが、熱中症対策として市有施設の内、市民が立寄れる休憩場所がある施設をクールスポットとして位置づけ、室温を26°Cを目安に設定し、市民の方に快適な空間を提供している。

引き続き就業環境や来館者への影響を考慮し、省エネ対策を講じていきたい。

6. ハラスメントのない職場づくり

あらゆるハラスメントの防止にむけ、「ガイドライン」や「要綱」を策定し、規則・服務規律等を改正すること。また、管理監督者、労働者の双方に「研修・教育」を実施し、啓発活動を行うなど、総合的な対策を講じること。

- ①パワー・ハラスメント防止のための基本指針等を作成し、労使交渉を踏まえて、条例・規則でパワー・ハラスメント防止のための具体的施策を定めること。
- ②セクシュアル・ハラスメントを含めたハラスメントに関する相談窓口を設置すること。
- ③管理職および職員に対して、パワー・ハラスメントの内容およびその発生の原因や背景を含めた研修・講習等を実施すること。
- ④カスタマー・ハラスメントや「悪質クレーム」対策を具体化すること。

[回答]

策定済の要綱・基本方針をもとに、職場におけるハラスメント防止の内容を含んだ研修を引き続き実施し、職員の意識の向上を図るなど、あらゆるハラスメントの発生を未然に防止するための取組みを進めていきたい。対人業務における不当要求行為等への対応については、対応マニュアルの周知など、研修・啓発に引き続き取り組みたい。

7. 定年延長制度等に関する要求

「定年延長」の課題については、国における動向を注視しつつ、必要な協議を労使で行うこと。また、「再任用制度」についても、引き続き協議を行うこと。

[回答]

定年延長の課題及び再任用制度については、今後も労使協議を基本として適正に運用していくたい。

8. 指定管理者制度に関する要求

指定管理者制度は、地方公共団体の自主性に委ねられた制度であることから、市の設置責任を

果たし、公共サービスの質を担保するため、現行公社・財団での長期的事業継続ができるよう指定期間・選定方法を改善すること。併せて、労働条件についても充分に協議し、合意の無いものは導入しないこと。

【回答】

「新・指定管理者制度導入に関する指針」に基づき、今後も施設の設置目的が十分に達成できるよう、制度の円滑な運用に努めたい。また、指定管理者については、真に優れた理念・指定管理能力により、サービス向上、コスト最適化が図れる団体を選定するとともに、制度導入後も「モニタリングおよび評価の指針」、「SLA」及び「安全管理指針」に基づき、サービスの質の維持・向上を図っていきたい。

9. 会計年度任用職員に関する要求

- (1) 会計年度任用職員の賃金・労働条件については、同一価値労働・同一賃金の観点からも、正規職員との均等待遇の早期実現を図ること。また、当該労働組合からの別途の要求についてその実現を図ること。
- (2) 労使確認事項については、書面協定化すること。
- (3) 会計年度任用職員の夏季休暇について、その対象拡大を図ること。

【回答】

非常勤職員制度については、令和2年度より会計年度任用職員制度を導入し、枠組みの整理を図ったところであるが、給与等勤務労働条件については、今後とも労使協議を基本に対応していくこと。

10. 短時間勤務職員に関する要求

- (1) 短時間勤務職員の賃金・労働条件については、給与の再格付けを1年ごとに行うなど、正規職員と均衡を図るとともに、早期に真の（任期の定めのない）短時間勤務職員制度が実現できるよう関係機関に働きかけすること。また、当該労働組合からの別途の要求についてその実現を図ること。
- (2) 雇用安定及び給与・諸手当の均等待遇を実現すること。
- (3) 短時間勤務職員の欠員は、短時間勤務職員で補充すること。また、サービス提供に必要な人員を短時間勤務職員で増員確保すること。

【回答】

短時間勤務職員の給与等勤務労働条件については、今後とも労使協議を基本に対応していくこと。

11. 男女平等に関する要求

- (1) 育児休業・介護休暇制度について拡充すること。また、家族的責任を有する男女労働者の時間外労働の縮減・規制強化に取り組むこと。
- (2) 育児や介護など家族的責任を有する男女労働者の両立支援策を拡充すること。とりわけ、男性の育児・介護休暇の取得推進に取り組むこと。

- (3) 女性職員と男性職員のあらゆる比率を検証し、職場での男女平等を推進する施策を展開すること。
- (4) 男女平等が推進できるよう、施設整備も含めた改善を図ること。
- (5) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画及び特定事業主行動計画の具体化に向けた労使協議を行うこと。

[回答]

次世代育成支援にかかる課題については、次世代育成支援対策推進法に係る特定事業主行動計画に基づき、今後も引き続き推進に努めたい。また、男女平等にかかる課題については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に係る特定事業主行動計画に基づき、取組みを進めたい。

1.2. 労働政策に関する要求

- (1) 自治体関連労働者・公共サービス労働者の賃金について、入札・委託契約にあたっては、高卒初任給以上をベースにした人件費の積算に基づく金額設定を行い、委託労働者の雇用と労働条件が守られるようすること。
- (2) 政策入札制度について、すべての部局でその意義の共有化と推進を図ること。
- (3) 入札・委託契約制度の改善について、その実効性を持たせるために次の措置を行うこと。
 - ①入札参加企業等に対して、参加資格項目として、就業規則、36協定届、賃金台帳、労働者派遣事業者番号、安全衛生委員会議事録及び健康診断実施証明書・資格者一覧、労働災害発生記録等の提出を義務付けること。
 - ②人権、環境、福祉、公正労働及び男女共同参画社会の形成、その他の社会的価値の実現を目的とした自治体契約に関する条例を制定すること。

[回答]

委託契約にあたっては、適正な契約が行われるよう対応していきたい。また、政策入札制度については、実施した内容の評価を行いながら検討していきたい。なお、入札参加資格審査等については、今後とも法令遵守の立場で対応したい。

以上

